

根室市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び病院事業管理者をいう。

(手数料等)

第3条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項に規定する写しの交付その他開示の実施及び写しの送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関が経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、前項の費用を減額し、又は免除することができる。

(本人の委任による代理人からの開示請求等に係る措置)

第4条 実施機関は、本人の委任による代理人により、法第76条第2項の規定による開示請求、法第90条第2項の規定による訂正請求又は法第98条第2項の規定による利用停止請求があった場合において、特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより、本人の意思を確認することができる。

(審査会への諮問)

第5条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、根室市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年根室市条例第4号）第1条に規定する根室市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(根室市個人情報保護条例の廃止)

第2条 根室市個人情報保護条例(平成11年根室市条例第4号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の根室市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第3条第2項、第23条第3項又は第23条の2第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

(3) この条例の施行の際現に指定管理者である者又はこの条例の施行前において指定管理者であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(4) この条例の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者

2 施行日前に旧条例第12条第1項若しくは第3項、第13条第1項若しくは第2項、第14条第1項若しくは第2項、第14条の2第1項若しくは第2項又は第14条の6第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正、削除及び利

用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例に規定する個人情報ファイルであって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を旧条例第2条第11号に規定する電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

(3) 第1項第4号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた公文書（根室市情報公開条例（平成10年根室市条例第25号第2条第2号）に規定する公文書をいう。）に記録されている旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 この条例の施行前において受託者若しくは指定管理者の代表者、代理人又は使用人その他の従業者が、その受託業務又は管理の業務に関し、前2項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その受託者又は指定管理者に対しても各本項の罰金刑を科する。

6 前3項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。